

## 部活動のこれまでの変遷等について

## 1. 国（学習指導要領）及び熊本県等における運動部活動の変遷について

## ① 学校体育から社会体育へ

	年	指導要領等	運動部活動の位置づけ等
学校体育	昭和 22 年 (1947 年)	学習指導 要領	課程内活動：自由研究 部活動は選択科目の「自由研究」に位置付けられた。 その内容として、学年の区別を離れた児童生徒のクラブ活動が初めて教育課程の中に示された。
	昭和 26 年 (1951 年)	学習指導 要領	課程内活動：特別教育活動 部活動は「全生徒が参加し、自発的な活動をする」「正規の教科とならんで重要な役割を果たす」特別教育活動として位置づけられた。
	昭和 44 年 (1969 年)	学習指導 要領	課程内活動：クラブ活動 課程外活動：部活動（選択） 体育は学校教育活動の課題として「総則」に記され、 教育課程内の「クラブ活動」が全生徒必修となった。 同時に、それまで課程内に位置づけられていた部活動 に関わる表記はなくなった。
	昭和 45 年 (1970 年) 7 月	熊本市	熊本市立藤園中学校柔道部で部員が下半身不随となった事故の熊本地裁の判決で、顧問・校長・熊本市が注意義務違反で敗訴。保障問題（教員手当や責任範囲）への対応が課題となった。

熊本県では、昭和 41 年（1966 年）ごろから教員手当問題が議論され始め、県全体で大規模に社会体育化を政策的に進めた。昭和 45 年（1970 年）7 月の敗訴（上記）を受けて、熊本県教育庁は県全域で運動部活動を社会体育化することを決定し、同年 11 月に「児童・生徒の体育スポーツ活動について」を通達した。同通達では、運動部活動を勤務時間内に制限し、学校において行われていた運動部の活動のうち、本来学校教育活動以外で行われるものについては、新たな組織によって、運営される必要があるとされた。

これを受け、同年以降、社会体育へ移行した。

昭和 45 年（1970 年）11 月「児童・生徒の体育スポーツ活動について」 —抜粋—

1 …（中略）放課後における運動部の活動のあり方については、児童・生徒の体育活動の機会の拡充と指導管理の立場から早急に改善する必要がある。

（2）放課時における運動部の活動

放課時における運動部の活動を学校教育活動として行う場合には、…。

**ア、運動部の活動は教師の勤務時間内に行うこと。**

…（中略）…

2 学校教育活動以外のスポーツ活動について

…（中略）時代の進展に伴う社会的条件の変化によって、指導者や活動時間等に少なからぬ問題をはらむようになった。

したがって、学校において行われてきた運動部の活動のうち、**本来学校教育活動以外で行われるものについては、新たな組織によって、運営される必要がある。**

ア、組織の種類としては、発展の段階に応じて「学校単位の組織」「協議単位の組織」等が考えられるが、…。

イ、指導者としては、**スポーツ団体等の関係者はもちろん、学校の教職員も社会人として自発的に参加することが望ましい。**

ウ、施設については、社会体育施設の整備の現状から、当分の間、学校体育施設をじゅうぶん活用することが望ましい。

② 社会体育から学校体育へ（約 7 年間）

藤園中学校の事故のように、事故に対する教員の過失が追求されることで教育活動の遂行に支障が生じてしまうことが懸念されていたが、昭和 53 年（1978 年）に日本学校安全会の災害共済給付制度の内容が、死亡見舞金の額等がおよそ 4 倍に引き上げられるなど、制度が大幅に改善された。社会体育におけるスポーツクラブでも事故補償制度を設けていたが、補償内容は、改善された日本学校安全会の災害給付制度には及ばなかった。そのため、より充実した日本学校安全会の災害給付制度を受けるためには、教員が指導する運動部活動となる必要があったため、社会体育化されつつあった運動部活動は、再度学校体育となる。

	年	指導要領等	運動部活動の位置づけ等
社会体育	昭和 52 年 (1977 年)	学習指導 要領	課内活動：クラブ活動 課外活動：部活動（選択） 部活動を再び学校教育活動として位置づけられた。
	昭和 53 年 (1978 年)	日本学校 安全会	災害給付制度が大幅に改善され、児童生徒の災害について学校設置者の免責が特約として認められた。

### ③ 学校体育

昭和 53 年(1978 年)3 月に熊本県は「児童・生徒の体育スポーツ活動に関する通達の一部改正について」を通達した。運動部の活動は教師の勤務時間内に行うこととされていたが、運動部の活動は「原則として」教師の勤務時間内に行うとされた。

これを受け、社会体育から学校体育へ戻った。

	年	指導要領等	運動部活動の位置づけ等
学校体育	平成元年 (1989 年)	学習指導要領	中・高等学校については「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動の参加をもってクラブ活動の一部または全部の履修にかえることができる」と示され、条件付きではあるが、教育課程内のクラブ活動に代替を認めた。
	平成 10 年 (1998 年)	学習指導要領	中・高等学校における「クラブ活動」は廃止となり、部活動は条件付きとしても学習指導要領に位置付けがなくなり、学習指導要領解説体育編（小学校）及び保健体育編（中・高等学校）の中の「運動部の活動」として記載程度に留められた。
	平成 20 年 (2008 年)	学習指導要領	中教審答申を受け、中・高等学校の学習指導要領総則に、 <u>学校教育の一環として教育課程と関連を図るよう</u> に留意するなど部活動の意義と留意点等が示された。
	平成 27 年 (2015 年) 3 月	熊本県	「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」の基本方針において、小学校の運動部活動は社会体育へ移行するとされた。平成 27 年度から社会体育に向けた検討を開始し、平成 30 年度末までには、各市町村において社会体育移行が達成できるようにする。
学校体育 (小学校は一部社会体育)	平成 29 年 (2017 年) 3 月	熊本市	小学校運動部活動指針を改定し、小学校運動部活動のあり方を検討することや平成 31 年 4 月までに総合運動部を原則設置することとした。
	平成 29 年 (2017 年)	学習指導要領	前回の改訂に加え、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するためにさらに教育課程との関連を図るとともに、持続可能な運営体制の整備についてなどが中・高等学校の学習指導要領総則に示された。

## 2. 部活動の意義と問題点について

### 【意義】

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。

部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有している。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）にも以下のとおり記載されている。

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

（生徒にとって良いこと）

#### ① 仲間づくりや人間関係を学べる

部活動はクラスとは異なるコミュニティであるため、仲間づくり、集団の中で活動することで人間関係や社会性、また、チームワークなどを学ぶことができる。楽しいことだけでなく、つらいこともあるが、同じ目標に向かって協力し、乗り越える努力や経験を共有することで特別な仲間意識を持てる。

#### ② 礼儀やあいさつなどのマナーを学べる

クラスだけで過ごしていると、あまり同級生以外と接することがないが、部活動に参加していれば、先輩や後輩と話す機会に多く恵まれる。つまり、部活動は同級生だけのコミュニティを越えて、幅広いコミュニケーションを取ることができ、礼儀やあいさつなどのマナーやコミュニケーション力を身につけるための良い環境となる。

#### ③ 部活動で養った力が将来役に立つ

部活動に入って目標を持つと、それを達成するために、個人やチームで努力や試行錯誤を行うことになる。努力や試行錯誤が必要な場面は、大人になってからもその機会は多く訪れるので、経験しておくことは有益である。

(教員にとって良いこと)

①生徒との関係性を構築

教室やその他の学校生活ではわからない生徒の様子等に気がつくことで、生徒をより理解するための非常に重要な時間となる。

②指導力の向上

教科指導だけでは身につかない部活動を通じた指導力が育成される。

③好きな競技等の指導が行える

部活動の指導をしたいという理由で教員になったものもいる。

(保護者にとって良いこと)

①費用が安く済む

学校以外の場所で習い事やクラブチーム等に参加させる場合、その費用はプラスでかかる。しかし、部活動であれば、人件費や会場費等がなく、低額の活動費で済む。用具等に費用は掛かるものの、習い事やクラブチームに参加させるよりも費用が安く済む。

②送迎の負担が少ない

習い事やクラブチームと比べて部活動は学校でそのまま行うことができるので、送り迎えをする必要がない。

③安心感

教員が学校で部活動の指導を行うため、安心感がある。

【問題点】

日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、中学校生徒数も減少が加速化するなど深刻な少子化が進行しており、部活動の持続可能性という面で厳しさを増している。

また、部活動は、学校教育の一環として行われる活動であるが、設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教員が担う必要のない業務と位置付けられている。

教員の勤務を要しない日(休日)の活動を含めて、教員の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教員には多大な負担となっている。

熊本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」や部活動の意義等を踏まえ、どのような仕組みづくりが必要かを議論し、子どもたちがスポーツ、文化活動に触れる機会を確保していかなければならない。

### 3. 熊本県内の先進事例について（南関町）

出典：令和3年度地域運動部活動推進事業（国庫補助事業）成果報告書

## 3. 実践研究の成果

### 特徴的な取組の紹介③-1

地域スポーツクラブとの連携

人材バンクの設置

#### 熊本県 南関町 教育委員会

#### 地域スポーツクラブとの連携、人材バンクによる指導者確保

##### 総合型地域スポーツクラブ「NPO法人A-lifeなんかん」との緊密な連携体制構築

- 「NPO法人A-lifeなんかん」は、平成24年に南関町体育協会と、前身組織の総合型地域スポーツクラブ「南関すこやかスポーツクラブ」が合併し結成。主な事業として、①スポーツクラブ・スクール事業②人材育成派遣事業③ヘルスクエア事業などを実施し、地域のスポーツ・健康事業と連携して推進している。
- 地域移行に取り組む以前から、スポーツクラブの種目として部活動と同種目を異なる時間帯で開講。部活動における外部指導者を兼務している者もあり、引き続き指導者確保の役割を担っている。

##### 人材バンクによる指導者の確保

- 平成28年度に指導者確保に向けて人材バンクを設置し、指導者の研修会受講を要件に指導者認定を行ってきた。本年度は、延べ50名が研修を受けた。
- 人材バンクを通じて現場ニーズを加味した指導者の派遣や指導者候補の希望に応じた、より広域での指導者の確保の実現に取り組むべく検討を進める。

##### 地元企業巻きこみによる指導者確保

- 専門性の高い指導者の確保のためには、地元企業等に所属する競技経験者等の掘り起こしが有用であると考えている。
- 地元企業の方などが、仕事終わりや仕事において指導することが可能な仕組みについて、来年度以降に部活動検討委員会で議論していく。

南関町中学校部活動検討委員会



## 実践研究の結果判明した課題

### ① 指導場所の問題

学校管理下に限らず、指導場所の施錠問題がある。特に学校内には部外者は侵入できないもので、指導者に学校の鍵を渡すことは厳しい現状がある。本町は、文化庁の地域部活動推進事業（文化部）にも取り組んでいるが、学校のセキュリティーをどうするかという問題は、重要課題になっている。

鍵の管理について、本年度は地域指導者に鍵を渡さずに、学校の教職員が交代で対応している。しかし、働き方改革もある中で、教職員に施錠をお任せする行為はナンセンスである。鍵自体を保管する「鍵BOX」等の設置を検討している。

### ② 兼職兼業の問題

教員の兼職兼業を認め、「部活動指導する教員」と「部活動指導しない教員」の2パターンが出てくると思われる。長年、部活動は学校管理下で行われてきた経緯もあり、教員の兼職兼業に対する保護者の要望や教員同士の同調圧力等が心配である。兼職兼業が多数派にならないような周知が必要となる。

本年度事業では、休日に顧問教員と地域指導者の両名で指導する日も多くあった。次年度事業では、これを見直し、町としては、原則兼職兼業を認めない姿勢を取れないかという方向性で検討したい。しかし、現場の教員の話を聴くと、「平日の指導をしているのだから、その成果発表の場である大会に参加したい」という声も少なくない。“原則”とすること自体ハードルが高いようだ。様々な選択肢を残しつつ、指導を望まない教員が顧問に従事しない環境を構築するように努めたい。

また、次年度事業では、休日に教員が大会等に引率する場合の兼職兼業の申請手続きを行い、謝礼を支払うようにしたい。だが、県や町では、教員を地域部活動指導者として兼職兼業を認めるという制度ができていない状況にあるようだ。学校の働き方改革が叫ばれる中、平日の超過勤務が多い状況で、前例のない兼職兼業を認めることができないように感じられる。

教員の兼職兼業という選択肢があるのであれば、早急な制度化を国に要望する。

### ③ 部活動方針のニーズ

生徒の部活動に対するニーズにどう応えていくか。たくさんの競技種目へのニーズに加えて、競技種目ごとの「取り組む姿勢」についてのニーズがある。例えば、同じ競技でも、試合に勝つため競技力を高めたい生徒と、体を動かし、レクリエーション的に放課後を楽しみたい生徒がいる。

町では、小学校社会体育事業「なんかんっ子クラブ」を町総合型地域スポーツクラブに委託している。現在は、小学生限定で取り組みを行っているが、中学校運動部活動のレクリエーション志向の生徒へのニーズにも応えるべく、次年度中学生の枠組みを設けることを検討している。

#### ④ 保護者意識と地域移行時期

「休日の”段階的な”地域移行」を進める中で、先駆的に進める自治体（校区）のみが保護者からの費用負担を求めることは、近隣市町村と比較し、公平でないため、同時期に移行を進めないと理解を得るのが困難である。

保護者の費用負担については、ある程度広域で、同時期に変革を進める必要がある。今年度保護者向けに事業説明を実施したが、保護者には、長年築かれてきた「部活動は学校が行うもの」という意識がある。その中で、費用負担の問題は、とても慎重で丁寧な説明が必要になる。

また、“段階的な”という言葉が保護者の混乱を招くようだ。国のスケジュールを明確にしてもらいたい。例えば令和5年度から“段階的に”実施し、令和8年度には“全面移行する”といったような説明ができるようスケジュールを組み立ててほしい。

#### ⑤ 予算の問題

地域移行の実現には、指導者謝金、旅費、保険料など、お金が必要になる。本年度は、事業費の予算限度額（約100万円）で、一つの部活動に地域指導者を一人配置し、補償した。しかし、実情は1部活動に2指導者、1顧問教員（兼職兼業の場合）の計3人分費用が必要な場合がある。休日のみ仮定しても、費用は毎月約1万円となる。これを保護者負担とする場合、高額となり、経済的理由等により部活動に参加できない生徒が生まれてくることを認識していただきたい。

本年度は補助金で一部対応できたが、国などからの補助金がなければ、対応が困難となる。次年度に実施予定の保護者向けアンケートでは、費用負担の許容度について調査し、対応していきたい。費用のことについて、家庭の経済格差がある中で、どのような基準で経済支援策を講じるのか、早急に決めていただく必要があるのではないかと。

#### ⑥ 責任の問題

生徒がケガをした場合、指導者の責任になるのは重すぎる。また、身体的なケガのみでなく、指導に伴う精神的な心のキズを負わせてしまい、生徒が不登校になった場合など責任はどうするのか。保護者が複数生徒の送迎している中、事故になった場合どうするか。誰が責任を負うのか。現存のスポーツ保険では対応できない場合もある。

顧問教員と指導者とは意見交換し内容を共有している。事故等が発生していないことは幸いであるが、新聞等で騒がれるような事件・事故等には対応できない。全国的に部活動の地域移行が決まり、指導者への責任も増加することから、全国共通の課題である「指導者への保険」への需要を賄うスポーツ保険制度を望む。令和5年度に向け、指導者が安心できる保険を紹介できるようになると、学校は地域移行に取り組みやすくなる。

#### ⑦ 指導方針

休日の週1回のみでの指導では指導者と生徒との信頼関係を築くのが困難である。また、平日の教員の指導方針と休日の指導者の指導方針を綿密に打ち合わせ、生徒の状況を共有していないと、指導方針の違い等により、生徒が混乱することもある。



本町では、平日（学校管理下）の部活動の際も、地域指導者が指導したこともあり、生徒との関係は良好であった。休日に限らず、将来的には平日部活動についても地域移行することを鑑み、平日、休日ともに指導できる指導者を派遣する仕組みが必要である。

また、年6回（2カ月に1回）地域部活動指導者会議を開催し、顧問教員と地域指導者の意思疎通を図った。教員との意見交換をすると、事業名にある「休日」に限らず、「平日」の1日でも地域指導者を活用してもらえると助かるという声が多かった。

#### ⑧ 指導者確保の仕組み

自治体ごとに、指導者派遣の仕組み（指導者バンク設置）を構築する労力及び予算が課題である。本町では、平成28年度に小学校部活動の社会体育移行を背景に、指導者バンクや町独自の認定スポーツ指導者制度を設置している。コロナ禍前までは、国の補助金を活用し、指導者の研修会受講を要件に町で指導者認定を行ってきた。しかし、小規模の自治体では、町単独予算での研修会企画やマンパワー不足、コロナ禍の影響もあり、指導者認定制度の維持が困難になっている。

指導者認定に係る研修や指導者バンク等の仕組みについては、保険の件（⑥）と同様に、全国共通の課題である。国や九州地区など、ある程度広域でのシステムができないか。小規模自治体ごとに制度化したり、研修会を企画したりするのは、予算ばかりが掛かり効率的ではない。特に研修会等は、コロナ禍でオンライン化が急速に進み、大人数が、自宅でも受講可能となった。指導者の受講に対する負担が減るような仕組みができるように望む。

また、指導者の確保について、町の企業と連携が図れないか検討をしたい。町の企業で働く人の中には、各スポーツの専門分野で活躍した方がおり、その掘り起しの取組をしたい。次年度は、企業向けのアンケートを実施し、町総合型地域スポーツクラブに登録していくような、足掛かりとしたい。

指導者確保の問題は、全国的なことであろう。企業で働く人に部活動指導をお願いする場合、勤務時間中となる場合もある。企業の人材活用の取組を加速させるような制度（指導者を派遣する企業への奨励金制度など）ができると指導者確保問題解決の糸口になる。

#### ⑨ 中体連組織

教員の減少の割合に対し、部活動数が減っていない現状が全国的にある。部活動が社会体育移行した場合、現状では、学校管理下の中体連大会に参加できないため、地域移行の妨げになっている。中体連の参加資格を学校単位から拡充緩和する取り組みが急務である。

#### ⑩ 教員の意識

本年度事業で、部活動改革に係る教員向けアンケートを実施した。現在は教員の献身的な支えで部活動は成り立っているが、「子供のため」という責任感の強さから、超過勤務が多くなり、大変な思いをしている教員も多いようだ。

「部活動改革」については、10年以上も前から協議されている中で、今も教員の負担軽減に繋がっていない現状がある。地域部活動移行に向けた早急なスケジュールを示す必要がある。



## No.24

## 熊本県南関町

### I. 基本情報

### 主な活動種別

(運営主体) 南関町教育委員会

吹奏楽

(事業目標) 指導の高度化や専門化への対応、生徒の多様なニーズに応じた指導及び教員の負担軽減等がなされたかの把握を行い実現し、効果的な指導体制システムを新たに構築すること

### 団体・組織等の連携



### II. 活動概要

外部指導者による休日部活動指導  
 コロナ禍による発表会等の中止及び指導者の体調不良などの影響あり

### III. 成果・課題

#### 本事業による成果

教員の負担感、軽減できたことの達成には至っていない。学校全体では、部活動次第であり、よくなった部と変わらない部がある。少なくとも悪くなった点はない。

アンケートでは、そもそも自分の意志で選択した部活動が約62%を占めた。その目的も「上達したい」や「楽しみたい」が多数で、部活動に満足している生徒は約93%であった。

本年度は、コロナ禍のため大会が中止されたことが多く、十分な活動ができなかった。専門的な技術を有する外部指導者からの指導を期待していたが、活動自体もままならず、鈍い結果となってしまった。

このようなことから、教員の働き方改革へつながったとは、言い難い。また、休日の外部指導者の指導についても教員・生徒共に実感がないかと思われる。

生徒、保護者、教員、外部指導者向けにアンケートを実施した。結果については、別添のとおり。

#### 指導、運営上の工夫

○児童・生徒への指導に関する工夫  
 顧問（先生）と指導者（コーチ）の必要性について、生徒アンケートによると、指導者のみがよい12.7%、顧問と指導者がよい66.1%、顧問がいかつ指導者を増やす15.3%であった。この数字は運動部を含めた総数であるので一概には言えないが、学校内のみならず、外部からの指導を受けることが、部活動の楽しみや技術力向上に結びついていると思われる。

また、指導者のためには、町で研修会を実施した。研修会では、教職員を含め本町に関わるすべての指導者に受講するよう周知し、約90%の指導者が地域部活動移行について学んだ。

○運営上の工夫  
 指導者については、令和2年度中に学校と協議し、学校推薦によって選定を行った。休日の部活動指導ができることが第一条件であった。教職員と生徒の間に指導者が加入した形であったが、部活動の運営自体には、特に問題はなかったようだ。教育委員会では、学校と保護者とのつなぎ役として、保護者総会に同席し、部活動の地域移行及び指導者についての説明等を実施した。保護者からは、指導者に対しては、どちらかと言えば歓迎する雰囲気であった。

#### 今後に向けた方針・方向性

- ①「費用」面などからの補助金がなくなれば、対応が困難。家庭の経済格差がある中で、どのような基準で経済支援策を講じるかなど決定事項が多い。
- ②「責任の所在」地域移行後は、文部科学省が示しているよう地域団体・運営団体の責任でよろしいかと思うが、本事業中に、特に指導者に責任を負わせるのは筋違いではないか、自治体の責任になるのであろうか？
- ③「活動場所」学校の管理は、学校であるが、教職員に別の役割を依頼する際は、地域移行の趣旨に反すると思う。鍵自体を箱に保管する「鍵BOX」なるものを活用してみたい。
- ④「基礎素養」平日指導している教職員には、その成果を見届けたい気持ちがある。家庭素養派を提出して子どもたちの成果を、という積極的な気持ちを持つ教職員は、その気持ちを受け入れるべきであろう。
- ⑤「指導者登録」改めて県を単位としての登録制度を構築してもらいたい。本町では、将来を見据え、情報を共有する部会型地域スポーツクラブへの登録を進めていきたい。
- ⑥「移行時期の統一」令和5年度からの地域移行が目標であるが、本町が先んじて移行してしまい、近隣の自治体へ悪影響を及ぼすことがないようにしたい。

### 継続的な運営に関する課題

- ①「費用」 指導者謝金、旅費、保険料などが必要になる。経済的理由で部活動に参加できない生徒が出てくる可能性がある。
- ②「責任の所在」 身体的なケガのみでなく、精神的なキズも。生徒の送迎時の事故もある。
- ③「指導場所の問題」 学校施設の施錠問題。誰が鍵を開け、誰が閉めるのか。指導者に鍵を預けるか。
- ④「教員の兼職兼業」 兼職兼業に対する保護者の要望、教職員同士の同調圧力等。兼職兼業が多数派にならないような周知が必要である。
- ⑤「指導者派遣の仕組み」 自治体単独での研修ではなく、指導者認定基準を国や九州、県などの広い範囲とすべき。人材バンクなどへ登録する指導者も、単独自治体でなく広く派遣・指導することが可能となる。
- ⑥「移行時期の統一」 自治体内でも同様であるが、A市は移行したがB町は移行していないとなると、保護者や指導者、教職員も迷いや不信感へとつながっていくのではないか。

### 令和5年度からの学校部活動の段階的な地域移行に関する方針・計画

- ①「費用」 国などからの補助金がなくなれば、対応が困難。家庭の経済格差がある中で、どのような基準で経済支援策を講じるかなど決定事項が多い。
- ②「責任の所在」 地域移行後は、文部科学省が示しているよう地域団体・運営団体の責任でよろしいかと思うが、本事業中に、特に指導者に責任を負わせるのは筋違いではないか。自治体の責任になるのであろうか？
- ③「活動場所」 学校の管理は、学校であるが、教職員に鍵の開閉を依頼するのは、地域移行の趣旨に反すると思う。鍵自体を箱に保管する「鍵BOX」なるものを活用してみたい。
- ④「兼職兼業」 平日指導している教職員には、その成果を見届けたい気持ちがある。兼職兼業届を提出してでも子どもたちの成果を…という積極的な気持ちを持つ教職員は、その気持ちを受け入れるべきであろう。
- ⑤「指導者登録」 せめて県を単位としての登録制度を構築してもらいたい。本町では、将来を見据え、情報を共有する総合型地域スポーツクラブへの登録を進めていきたい。
- ⑥「移行時期の統一」 令和5年度からの地域移行が目標であるが、本町が先んじて移行してしまい、近隣の自治体へ悪影響を及ぼすことがないようにしたい。